

藤沢市産後ケア施設整備費補助金交付要綱

制定 令和4年10月1日

(趣旨)

第1条 市長は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2第1項に規定する産後ケア事業を実施するための施設の整備に要する費用の一部に対し、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「産後ケア施設」とは、母子保健法第17条の2第1項に規定する産後ケア事業（以下単に「産後ケア事業」という。）を実施する施設をいう。

2 この要綱において「施設整備」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創 設	新たに施設を整備すること。
増 築	既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。
増改築	既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。
改 築	既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備（一部改築を含む。）をすること。
拡 張	既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕等	既存施設について、平成20年6月12日雇児発第0612002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」により整備をすること。 地震防災上倒壊等の危険性のある建物の耐震化又は津波対策としての高台への移転を図るため、改築又は補強等の整備を行う事

	<p>業においては、既存施設の耐震補強のために必要な補強改修工事や当該工事と併せて付帯設備の改造等を行う次の整備をすること。</p> <p>① 給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事</p> <p>② その他必要と認められる上記に準ずる工事</p>
--	--

(補助の対象)

第3条 補助の対象となる事業は、産後ケア施設の施設整備で、次に掲げる要件を満たし、市民のニーズ等によりその必要があると市長が認めたものとする。

- (1) 施設整備を行う施設の所在地が市内であること。
 - (2) 藤沢市産後ケア事業を現に市から受託して実施し、又は施設整備後に実施し、いずれの場合にも補助金交付の日の属する年度の翌年度から5年間は市から受託して実施すること。
- 2 補助の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。
- (1) 設置主体が医療法人社団、医療法人財団、社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人又は市長が認めた法人であること。
 - (2) 市税等を納付する義務を負わない法人を除き、市税等の滞納がないこと。
- 3 補助の対象となる経費は、前条に規定する事業に要する経費であって、国の次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（以下「交付金交付要綱」という。）において対象となるものとする。

(暴力団排除)

第4条 藤沢市暴力団排除条例（平成23年藤沢市条例第18号）第8条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 代表者又は役員のうち前号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(補助額の算出方法等)

第5条 この補助金の補助額は、次により算出されるそれぞれの額の合計額とする。

- (1) 交付金交付要綱により国から市に交付される額
- (2) 交付金交付要綱において、同要綱別表1-4「次世代育成支援対策施設整備交付金における施設整備事業の国、都道府県（本表において指定都市及び中核

市含む。) 、市町村、設置主体の負担割合」の②の2に定める国の想定している市の負担割合により算出される額

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 複数年度にわたっての整備を行う場合、各年度の補助金の交付額は、当該年度における施設整備工事の進捗率に基づき支払うものとする。この場合、初年度の交付額は、3月末日における進捗率に基づいて算定することとする。ただし、国の交付金により市が交付を受ける額が進捗率によらず、施設整備工事の完了後に交付される場合は、この限りではない。

(補助金交付の申請手続)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、藤沢市産後ケア施設整備費補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、補助対象事業の着手前に市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 案内図
- (4) 建物配置図・立面図・平面図
- (5) 工事見積書(写)
- (6) 工事工程表
- (7) 工事実施前の写真
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付の申請があったときは、審査のうえ、交付の可否を決定し、藤沢市産後ケア施設整備費補助金交付(不交付)決定通知書(第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定をする場合において、次の各号に掲げる指示又は条件を付けるものとする。
 - (1) 事業の内容のうち、建物等の用途を変更する場合又は経費の配分を変更する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
 - (2) 事業を中止又は廃止(一部の中止又は廃止を含む。)する場合には、市長の承認を受けなければならないこと。
 - (3) 事業が計画期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
 - (4) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業

により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の適性化に関する法律（以下「適化法」という。）施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならないこと。

- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、藤沢市産後ケア施設整備費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第5号様式）により速やかに市長に報告しなければならないこと。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告は行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除額の全部又は一部を市長に納付させることがあること。

- (8) 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。

- (9) 事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除くこと。
- (10) 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせるこ

とを承諾してはならないこと。

(1 1) 事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならないこと。

(1 2) 本項において付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を市長に納付させることがあること。

(届出義務)

第 8 条 補助事業者は、事業に着手しようとするときは、藤沢市産後ケア施設整備事業着手届(第 6 号様式)に、必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、事業が部分完了したときは藤沢市産後ケア施設整備事業部分完了届(第 7 号様式)及び工事進捗状況報告書(第 8 号様式)を、完了したときは藤沢市産後ケア施設整備事業完了届(第 9 号様式)を、それぞれ必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(事業の計画変更)

第 9 条 補助事業者は、当該事業の計画を変更しようとするときは、速やかに藤沢市産後ケア施設整備事業計画変更承認申請書(第 10 号様式)に収支予算書(第 11 号様式)及びその他必要書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、審査のうえ、藤沢市産後ケア施設整備事業計画変更承認(不承認)通知書(第 12 号様式)により通知する。

(補助金の交付時期)

第 10 条 補助金の交付時期は、第 8 条第 2 項の規定による届出を受け、当該事業が部分完了又は完了したことを確認した後とする。

2 前項の規定により、補助金の交付を受ける者は、別に定める請求書を指定する日までに市長に提出しなければならない。

(事業実績報告書の提出)

第 11 条 補助金の交付を受けた者は、当該事業が完了したときは、藤沢市産後ケア施設整備事業実績報告書(第 13 号様式)に収支決算書(第 14 号様式)及びその他必要書類を添えて、補助金の交付後 30 日以内に市長に提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第 12 条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金により取得し、又は効用の増

加した財産の処分制限期間及び同財産の承認基準については、適化法及び同法施行令の規定並びに厚生労働省が定める承認基準を準用する。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助事業者又は補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交付することが適当でないと市長が認めるとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、藤沢市産後ケア施設整備費補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。